平成２２年（フ）第２１８号
相模原市緑区中野319番地
破産者　守屋　正人（旧姓福士）
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９６号
静岡県富士市桑崎293番地の25、前住所静岡県富士市浜田町６番地　ベイテラスＳＨ102号室、前々住所静岡県富士市中丸360番地の７、前々々住所静岡県清水市興津中町1372番地の３
破産者　朝木　　弦
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２３８２号
愛知県安城市朝日町24番８号
破産者　彌田　一義
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１号
北海道上川郡新得町字屈足40番地
破産者　松野　　勝
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
山形県南陽市若狭郷屋267番地の２、開始決定時の住所山形県南陽市元中山573番地
破産者　今野　敏朗
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第５７０号
香川県高松市香川町大野2059―36、住民票上の住所東京都品川区北品川５丁目10番１―105号
破産者　井上　昭二
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６８号
愛媛県八幡浜市松柏乙986番地５
破産者　堀田　　隆
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５６９号
愛媛県八幡浜市松柏乙986番地５
破産者　堀田喜一郎
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７８号
愛媛県松山市古三津５丁目９番12号
破産者　金子登志一
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１９３５号
大阪市城東区成育３丁目５番17号
破産者　株式会社宮川
1　破産債権の届出期間　平成22年12月16日まで
2　一般調査期日　平成23年１月31日午後３時30分
平成22年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６０号
大阪府八尾市松山町２丁目８番２号
破産者　Ｆ＆Ａ工業こと　髙柳　良文
1　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午後３時30分
平成22年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５０号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―401号
破産者　兵頭　謙一
1　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
2　一般調査期日　平成23年１月24日午後３時30分
平成22年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２号
香川県丸亀市飯山町東坂元394番地、住民票上の住所高松市栗林町２丁目19番29号
破産者　吉井　達招
1　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
2　一般調査期日　平成23年２月10日午前10時40分
平成22年11月11日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０３号
破産決定開始時の住所地　香川県丸亀市飯山町東坂元394番地
破産者　亡吉井均相続財産
1　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
2　一般調査期日　平成23年２月10日午前10時50分
平成22年11月11日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０３３号
京都府城陽市市辺南垣内108番地
破産者　茂勝産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年12月28日まで
2　一般調査期日　平成23年２月９日午前10時
平成22年11月10日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産管財人変更

平成２２年（フ）第７０５７号
大阪市北区西天満２丁目９番４号
破産者　株式会社フォルトアップ
代表者代表取締役　竹下　綾子
破産管財人　衛藤　祐樹が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　小林　悠紀
平成22年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第９２２２号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番11号
破産者　株式会社浩宝
1　期日　平成22年11月29日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第８０号
北海道室蘭市山手町２丁目７番31―107号、前住所北海道室蘭市中島町３丁目33番３号
破産者　松田　明美（旧姓小野寺）
異議申述期間　平成22年12月13日まで
平成22年11月11日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第５９７９号
大阪府枚方市津田駅前２丁目14番７―104号
破産者　野澤　弘子
異議申述期間　平成23年１月６日まで
平成22年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部